

給水装置の管理

給水装置所有者及び水道使用者は、給水装置についてその管理が義務づけられております。

漏水（水もれ）は、大切な水を無駄にするばかりでなく、使用者の水道料金の負担も大きくなります。日頃からのメータのチェックで漏水を無くすることが出来ます。

検針にご協力を

水道メーターボックスの上には、物を置かないでください。



水道メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。



犬は放し飼いにしないで、出入口や水道メーターボックスから離れてつないでください。



家の増改築のときに水道メーターボックスが床下や屋内にならないようにしてください。



口座振替の申込は各金融機関の窓口で

口座振替のすすめ

口座振替は各金融機関の窓口で、簡単な申し込み手続きで、利用できます。

又、六月（四月分料金）からは、これまでの月一回（十五日）の引き落としから、毎月五日の振替と二十日の再振替が出来るようになります。より利用し易くなります。

料金未納の扱い

なお、納付期限の過ぎた未納の水道料金は、「督促状」を発送しますので、本状をご持参のうえ、指定期限以内に最寄りの金融機関で納めてください。

指定期日を過ぎますと、水道局の窓口でしかお取り扱いができません。

それでも尚、未納の場合、やむを得ず給水停止することになります。

連絡先

★料金・水量の問い合わせ
(業務第一課)

☎ 832-4178

★転居入居の際は、事前にお知らせ下さい

(業務第二課)

☎ 832-4179

★漏水（水もれ）
(管理課)

☎ 832-4175

★赤水・出水不良
(配水課)

☎ 832-4174

使用者の転居は、臨時検針による精算が必要です。